

別表十七の二（一）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の89の2（第3項を除きます。）又は第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額1」は、各連結法人の受取利子等（令和2年旧措置法第68条の89の2第2項第7号に規定する受取利子等をいいます。以下同じです。）の額のうち、国内関連者等（令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の113の2第21項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する国内関連者等をいいます。以下同じです。）以外の者から受ける額を記載します。
- 3 「各連結法人の連結事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額10」は、各連結法人の国内関連者等が、その連結法人の連結事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、令和2年旧措置法令第39条の113の2第21項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載します。
- 4 「公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額13」は、各連結法人の令和2年旧措置法令第39条の113の2第22項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を記載します。